

◎令和5年度教員研修履歴の作成について

1 背景

国では、令和4年8月に、変化の激しい時代において、学校教育を取り巻く環境の変化を前向きに受け止め、主体性を発揮しながら、個別最適な学び、協働的な学びにより、教職生涯を通じて学び続けるといった、新たな教師の学びを実現するため、教師の資質向上に関する指針を改正すると共に、令和5年度より、研修履歴の作成を任命権者に義務付け、研修履歴を活用した対話に基づく受講奨励を実施することとしました。

これを受け、横須賀市教育委員会では、次の方法で研修履歴の記録及び活用に取り組みましたのでご報告いたします。

2 教員研修履歴の作成について

(1) 研修履歴記録対象者

研修履歴を記録する対象者（以下、対象者）は次のとおりです。

校長（園長を含む。）、副校長（副園長を含む。）、教頭、主幹教諭（総括教諭等）、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭、助保育教諭及び講師、実習指導員（臨時的任用職員、会計年度任用職員除く）

(2) 記録の対象となる研修

- ・横須賀市教育委員会が主催する基本研修、指定研修及び選択研修
※研修講座案内で示しているものに限る
- ・神奈川県立総合教育センターが主催する研修
- ・5センター*連携研修

*神奈川県立総合教育センター、横浜市教育センター、川崎市総合教育センター、相模原市教育センター、教育研究所の総称

- ・逗子市教育委員会連携研修

(3) 研修履歴の記録及び確認の流れ

- ①対象者が研修を受講し、研修の振り返りを教育研究所に提出する。
- ②教育研究所が振り返りを確認し、対象者の研修完了をデータで記録。
※県費負担教職員の履歴は神奈川県立総合教育センターが運用する「研修用サイト」に教育研究所が登録する。

③研修履歴の確認

- ・ 県費負担教職員：神奈川県立総合教育センターが運用する「研修用サイト」に接続し、確認できる。
- ・ 市費負担教職員：教育研究所が記録したものを、年度末に学校長（園長）へ一括して送付し、学校（園）内にて確認できる。

3 研修履歴の活用について

(1) 年度初め

①対象者

神奈川県教職員人材育成指標等で自分の経験年数に応じた資質能力を確認します。その上でこれまで受講した研修履歴を確認し、自己の適切な現状把握をすることで、次のキャリアへの目標設定につなげられるようになります。

②管理職

教師の主体的な学びを実現するため、期首面談等の場面で、研修履歴を活用した対話に基づく受講奨励を行います。具体的には対象者のニーズを聞き取りながら、学校運営に関わる視点も踏まえて、研修受講について指導助言を行います。

(2) 年度末

①対象者

1年の研修履歴を振り返り、課題と次年度目標を設定します。

②管理職

期末面談等の場面で、研修履歴を活用した対話に基づく次年度の受講奨励を行います。

4 これまでの学校への周知について

- ・ 令和4年12月 市立学校長会議で研修履歴の活用について趣旨説明
- ・ 令和5年3月 市立学校長会議で研修履歴の具体的な活用方法を説明
- ・ 令和5年3月 管理職用の研修動画を作成し、各学校へ周知
- ・ 令和5年4月 市立学校長会議で再度研修履歴の活用について趣旨説明
- ・ 令和5年9月 研修履歴の確認依頼（夏季研修受講分）
- ・ 令和5年12月 対象者用研修動画を作成し、各学校へ周知

5 令和6年度からの研修履歴の記録について

令和6年度から国の研修履歴システムが立ち上がります。それを受けて、横須賀市立学校の教職員（県費・市費問わず）の研修履歴もそのシステムに移行します。